

令和6年度 第1回 瀬戸市都市計画審議会 議事録

1 日時

令和7年1月10日（金） 午後2時00分から午後3時00分まで

2 会場

瀬戸市役所 東庁舎4階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

出席15名（オンライン出席2名）

(2) 事務局

出席6名

4 議題

第1号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について（愛知県決定）

第2号議案 名古屋都市計画用途地域の変更について（瀬戸市決定）

第3号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について（瀬戸市決定）

5 意見聴取

特定生産緑地の解除について

6 報告事項

瀬戸市立地適正化計画の改訂について

7 その他

瀬戸市都市計画マスタープランの改訂について

8 議事録

午後2時 開会

<事務局>

それでは、定刻になりましたので、これより「令和6年度 第1回 瀬戸市都市計画審議会」を始めます。私は、都市計画課長の山村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のなか、また、足元の悪いなか、本審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。開会にあたりまして、瀬戸市都市整備部長の内木から、ごあいさつを申し上げます。

<事務局>

都市整備部長の内木でございます。本日は「令和6年度 第1回 瀬戸市都市計画審議会」の開催にあたり、お忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の審議会でございますが、議題は3件ございます。次に意見聴取が1件、報告事項が1件、その他事項が1件ございます。内容につきましては、議題の第1号議案、第2号議案につきましては、瀬戸市八

床地区に関する都市計画変更等の議案となっております。第1号議案は八床工業用地地区計画及び民間事業者による計画的な基盤整備が行われる区域の市街化区域編入に伴い、区域区分を変更するものであります。こちらは、愛知県決定の諮問案件となっております。第2号議案は、新たに市街化区域へ変更することに伴う用途地域の変更についてでございます。第3号議案は、例年行っております生産緑地法に基づく制限解除を行った区域に対して都市計画の変更を行うものでございます。続いて、意見聴取といたしまして、第3号議案でご審議頂く生産緑地地区が特定生産緑地にも指定されているため、その解除についてご意見をお伺いいたします。

さらに、これまで本審議会で進捗をご報告しておりました都市再生特別措置法に基づく瀬戸市立地適正化計画を、令和6年3月に改訂いたしましたので、改訂内容についてご報告いたします。

最後に、来年度から2か年の計画で瀬戸市都市計画マスタープランの改訂を行う予定であります。改訂にあたりましては、都市計画審議会で諮問させていただきますので、今後のスケジュールについてご説明いたします。

以上の内容となりますが、いずれも重要な事項と考えております。よろしくお祈りを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

当審議会は、瀬戸市都市計画審議会条例第3条第3項及び第4項の規定により、委員の任期は2年、また、委員の再任を可としております。今回の審議会は、新たな任期となり初めての会議となりますので、私から委員の皆様のご紹介をいたします。

学識経験者といたしまして、中部大学工学部都市建設工学科教授磯部友彦様、名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授鈴木温様、本日はオンラインでご参加いただいております、愛知県立芸術大学美術学部デザイン・工芸科メディア映像専攻教授森真弓様、瀬戸商工会議所会頭河村誠悟様、愛知県陶磁器工業協同組合理事長中野昭雄様、瀬戸市農業委員会会長伊藤憲昭様でございます。

関係行政機関といたしまして、愛知県尾張建設事務所所長神谷孝明様、本日はご欠席でございますが、愛知県瀬戸警察署署長内田和宏様でございます。

市民の立場といたしまして、瀬戸市自治連合会会長加藤文弥様、本日はオンラインでご参加いただいております、瀬戸市地域力推進協議会座長伊沢俊泰様でございます。

市議会議員といたしまして、瀬戸市議会議員松原大介様、瀬戸市議会議員石神栄治様、瀬戸市議会議員新井亜由美様、瀬戸市議会議員宮菌伸仁様、瀬戸市議会議員戸田由久様、瀬戸市議会議員長江秀幸様でございます。

以上、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

次に審議会の成立についてご報告いたします。本日は内田委員がご欠席でございますので、16名中15名の委員にご出席を賜っております。瀬戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を得ておりますので、審議会が成立していることをご報告いたします。また、本日の傍聴者は2名でございます。

本日の都市計画審議会は、オンライン参加の委員もお見えです。ご意見がございます時には、挙手及び発声にて議長の指名を受ける様にご協力をお願いします。

次に会長の選出に移ります。瀬戸市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長は学識経験のある委員のうちから委員の選挙によって定めるものとされております。どなたか会長に立候補される方はいらっしゃいますか。

・・・

いらっしゃらないようですので、どなたかご推薦はございませんか。

<委員>

都市計画や公共交通に関し高い見識をお持ちで、昨年まで当審議会の会長をお務めいただきました、磯部委員に引き続きお願いしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

<事務局>

他にご推薦はございませんか。

それでは、磯部委員を会長とすることについてご異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認められますので、当審議会の会長は磯部委員にお願いいたします。磯部委員よろしくお願いたします。

続きまして、職務代理者の指定を行います。瀬戸市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者の指定をするものと規定されておりますので、会長から職務代理者の指定をお願いいたします。

<会長>

職務代理者につきましては、商工会議所の河村委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

<事務局>

会長からご指定がございましたので、職務代理者は河村委員にお願いしたいと思います。河村委員よろしくお願いたします。

それでは、瀬戸市都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定により、審議会の議長は会長をもって充てることとしておりますので、以降の進行は磯部議長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

<議長>

再度、会長と議長を務めさせていただきます磯部でございます。どうぞよろしくお願いたします。新年になりまして、今年令和7年ですが、昭和で勘定すると100年となります。令和100年となったときに、令和の初めのときに正しい判断がされており、まちが良くなったと思われたいと思っておりますので、先の長い話ですが100年後に喜んでもらえるまちにしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は瀬戸市都市計画審議会運営規則第5

条第 2 項の規定により議長が指名した 2 名とありますので、瀬戸市農業委員会会長の伊藤憲昭委員、市議会議員の戸田委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回は諮問案件が 1 件、付議案件が 2 件でございます。慎重な審議をお願いしたいと思っておりますが、ご質問やご意見は簡潔にお願いいたします。

それでは、事務局から第 1 号議案について説明を求めます。

<事務局>

それでは、第 1 号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について、ご説明いたします。こちらは、愛知県決定の案件となり、都市計画法第 18 条において、「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する」と定められているため、今回愛知県からの意見照会に伴い、本審議会において諮問させていただくものでございます。

なお、資料の 1-2 及び 1-3 は愛知県が算出している広域都市計画圏の人口フレーム等の資料になりますので、本日は時間の都合上、説明を割愛させていただきます。

それでは、資料の 1-1 ページをご覧ください。本議案の瀬戸市八床地区区域区分の変更は、下図の赤枠で囲まれた斜線の範囲を新たに市街化調整区域から市街化区域に編入するものでございます。本地区は、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地の形成を図ることを目標に八床工業用地地区計画を定めており、地区計画区域周辺の個別開発も含め民間事業者による計画的な都市基盤整備が行われる約 29.2ha を市街化区域に編入し、将来的にも適正な土地利用の維持・誘導を図るものでございます。

1-5 ページをご覧ください。今回編入する八床地区の位置図となります。八床地区は東海環状自動車道「せと品野 IC」から約 2.5 km に位置し、西側は穴田工業団地と近接しており交通利便性を活かし産業集積を図るために適した位置でございます。当該地区を拡大した計画図が 1-6 ページとなっております。東側の第一種住居地域と連続した市街化区域が形成されることとなります。

1-7 ページからは理由書となっております。瀬戸八床地区の将来像における位置づけとして、(1) 名古屋都市計画区域マスタープランの都市づくりの目標の一つである「力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標」として、「既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します」という点に合致しております。(2) 第 6 次瀬戸市総合計画では、当該地区を「産業技術ゾーン」に位置づけており、「新たな企業誘致や既存の地域産業の振興を図っていきます」としております。(3) 瀬戸市都市計画マスタープランでは、「土地利用誘導ゾーン（産業系）」に位置づけており、「インターチェンジ周辺では、良好なアクセスや既存工業団地を最大限に活かした、新たな産業基盤の創出を図ります」としております。また、地域別構想（品野地区）では、「穴田企業団地に隣接し、既存ストックの活用が見込まれる八床町周辺の土地利用誘導ゾーンでは、新たな産業基盤の創出を進めます」としております。

次に、1-8 ページ、2 当該都市計画の必要性についてです。本市は、鉄道 2 路線による鉄道網と東海環状自動車の「せと品野 IC」「せと赤津 IC」を有しており、交通環境に恵まれております。近年、企業立地の需要が高まっており、多数の企業からの土地需要に対して対応ができていない状況です。当該地区は工業専用地域である穴田工業団地に近接し、せと品野 IC から約 2.5 km に位置する交通利便の高い地区であり、産業集積を推進するため、良好なアクセスや既存工業団地を最大限に活かした新たな産業基盤の整備が求められております。

このような背景のもと、ゴルフ場跡地の有効利用を図りつつ、交通利便性を生かし、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地の形成を図ることを目標に八床工業用地地区計画を定めており、周辺の個別開発も含め、民間事業者による基盤整備が進められている当該地区を市街化編入し、将来的にも適正な土地利用の維持・誘導を図る必要がございます。

次に、3 当該都市計画の妥当性ですが、東海環状自動車せと品野 IC から約 2.5 km に位置し、西側は穴田工業団地に近接しており、交通利便性の活かし産業集積を図るために適した位置であり、道路、町界及び筆界を区域の境界としており、民間事業者による開発事業及び八床工業用地地区計画に基づく新たな産業拠点としての基盤整備と土地利用が図られる 29.2ha という規模・区域でございます。また、緩衝帯緑地を配置し、住環境へ配慮し、操業に伴う騒音・振動等の環境負荷の低減を図っております。また、地区外への雨水排水の流出増を防ぐため、区域を横断する市道品野曾野線より北側、南側の各 1 箇所調整池を配置してあります。以上より、位置、区域、規模及び施設の配置は妥当としております。

なお、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を、令和 6 年 11 月 8 日から 22 日までの 2 週間実施し、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上となりますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

・・・

地区計画を策定し、土地の有効利用を図ってきたということで、今回市街化区域に変えていくというところでございます。

ご意見はよろしかったでしょうか。

それでは、第 1 号議案「名古屋都市計画区域区分の変更」について、異議はございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、第 1 議案は瀬戸市都市計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、原案のとおり可とすることに決しました。

続きまして、事務局から第 2 号議案について説明を求めます。

<事務局>

それでは、第 2 号議案 名古屋都市計画用途地域の変更について、ご説明いたします。こちら先ほどご審議いただいた第 1 号議案の市街化区域へ編入した区域の用途地域の設定についてとなります。内容が重複する箇所につきましては、円滑な審議会進行を図るため、省略してご説明させていただきます。

資料の 2-1 ページをご覧ください。名古屋都市計画用途地域の変更（瀬戸市決定）として、今回新たに市街化区域へ編入する約 29.2ha すべてに用途地域を定めるものです。当該地区の用途地域は周辺用途地域との連続性を考慮し、変更前白色の市街化調整区域から変更後青色の工業専用地域、建築物の容積率 10 分の 6 以下、建築物の建蔽率 10 分の 20 以下に設定します。工業専用地域の面積が現在の約 114ha から約 143ha へ変更となり、市街化区域面積は現在の約 2,633ha から約 2,662ha へ変更となります。

2-2 ページは計画書であり、表最下段の工業専用地域は約 29.2ha 追加した約 143ha となっております。また、合計につきましても 29.2ha 追加した約 2,662ha となっております。

資料 2-7 ページからは理由書であり、変更の概要としまして、市街化調整区域から工業専用地域へ変更する表の記載となっております。変更前備考欄の「最終決定令和 5 年 3 月 17 日」につきましては、中水野地区の区域区分の変更に伴う用途地域を定めた日となっております。以降の位置づけ、必要性、妥当性につきましては、議題 1 区域区分の説明と重複いたしますので、省略させていただきます。また、資料 2-9 ページには、資料 2-1 に記した新旧用途地域対照図となっております。

なお、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を、令和 6 年 11 月 8 日から 22 日までの 2 週間実施し、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上となります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

<委員>

結論については異論ございませんが、今後工場などが建設されていくと周辺の道路に関連車両が通るようになり、トラックなどの往来が多くなると思うが、周辺の道路の整備については確保されているのか。

<議長>

ただいまのご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

工場に出入りするトラックについては南側を通ることとし、現在稼働しております。周辺道路ですと、南側に市道水野中線がございまして、こちらの渋滞対策につきましては警察との協議を行い、上水野町交差点の信号現示の変更を行っております。また、日東工業については通勤時に企業バスを走行させ、交通の総量の削減を行っております。

都市計画道路の計画につきましては、西側に穴田春雨線、北側に瀬戸環状北部線があります。こちらは愛知県へ要望してまいります。

<議長>

他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

<委員>

先ほどの質問と関連しますが、計画はされているとのことでしたが、タイムスケジュールはどのようにお考えでしょうか。実際に工場は稼働しておりますが、大型車が品野の北側から来るため、道路はこれからと説明されたが、水野中線と品野側、インター側をどのようにされるのか確認させていただきたい。

<議長>

こちら道路関係のご質問でございます。事務局から説明お願いいたします。

<事務局>

これから愛知県と優先順位の検討を行っていき、交通量を見極めながら、協議を重ねてまいります。

<議長>

他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

・・・

土地利用に関しまして、道路交通処理が気になるとのことでした。資料 2-9 には都市計画道路があり、都市計画としては美しい地域ではあるところですが、実際にはいつ実現されるのか気懸りなことかと思えます。早急に道路ができるようにみなさま期待をもっておられるということと、このような議論が行われたことを議事録に残していただければと思います。

それでは、第 2 号議案「名古屋都市計画用途地域の変更」について、異議はございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、第 2 議案は瀬戸市都市計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、原案のとおり可とすることに決しました。

続きまして、事務局から第 3 号議案について説明を求めます。

<事務局>

それでは、第 3 号議案名古屋都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明いたします。この第 3 号議案とこの後ご説明する意見聴取の特定生産緑地の解除については、一つの生産緑地に関するものであり、生産緑地と特定生産緑地が指定されているため、それぞれ除外及び解除を行うものであります。

まず、3-1 ページをご覧ください。生産緑地地区について、現在約 14.9ha 指定しているものを、約 14.3ha に変更するものでございます。変更の理由ですが、生産緑地法第 14 条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものでございます。

変更区域につきましては、3-2 ページをご覧ください。ページ下部の青い丸で記した箇所が今回除外する区域でございます。また、3-3 ページから 3-5 ページに詳細図がございます。資料 3-3 ページをご覧ください。図面において黄色に着色された 4-2-1 及び 4-4-1 が今回変更の対象となる生産緑地でございます。また、資料 3-4 ページの図面において黄色に着色された 4-7-1、4-7-2、4-7-3 及び 4-7-4、資料 3-5 ページの図面において黄色に着色された 12-12-1 につきましても、今回変更の対象となる生産緑地でございます。資料 3-6 ページをご覧ください。都市計画変更の主な理由の内容としまして、4-①「買取りの申出があった場合において、その申出の日から 3 か月以内に所有権移転が行われず、行為制限が解除された場合」に該当します。資料 3-7 ページをご覧ください。今回の変更を記載しております。今回の 7 地区すべて 4-①買取り申出により合計 6,408 m²、3 団地減少するものでございます。資料 3-8 ページから各地区の変更の理由を記載しております。4-2-1 及び資料 3-9 ページ、12-12-1 につきましては生産緑地指定から 30 年が経過したことにより買取申出が提出されたため、除外するものでございます。資料 3-8 ページ、4-4-1 から 4-7-4 の 5 地区については主たる従事者の死亡により除外するものでございます。

なお、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を、令和 6 年 11 月 8 日から 22 日までの 2 週間実施し、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上となります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

・・・

ご意見、ご質問はよろしいですか。

それでは、第3号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、異議はございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、第1議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、原案のとおり可とすることに決しました。

それでは次第の3の意見聴取に移ります。「特定生産緑地の解除」について、事務局から説明を求めます。

<事務局>

それでは、意見聴取の特定生産緑地の解除について、ご説明いたします。

特定生産緑地は、都市計画の告示日から30年経過した生産緑地地区について、所有者等の意向を基に指定することで、固定資産税・相続税等の税制特例が10年延長できる制度でございます。なお、本市においては、平成4年12月4日に指定した生産緑地地区が、令和4年12月4日をもって指定後30年を迎えており、令和14年12月4日までを期限とした特定生産緑地を指定しております。

4-1ページをご覧ください。特定生産緑地地区について、現在約11.8ha指定しているものを、約11.3haに変更するものです。4-2ページをご覧ください。こちらは、特定生産緑地の解除地区となります。4-3ページ、4-4ページは各地区の詳細図となります。黄色で着色した箇所は、第3号議案でご審議いただいた4-4-1、4-7-1、4-7-2、4-7-3及び4-7-4の地区であり、こちらは特定生産緑地にも指定しておりましたが、主たる従事者の死亡により特定生産緑地の解除を行うものでございます。

最後に4-5ページをご覧ください。特定生産緑地の解除予定箇所等についてでございます。1は今回解除予定箇所でございます。面積は合計4,613㎡となり、2は生産緑地全体の変更状況でございます。3は特定生産緑地の変更状況をまとめた表でございます。今回の変更により、全体に対する特定生産緑地の割合は、一団数割合で82.7% 面積割合で79.3%となります。

説明は以上となります。ご意見があれば賜りますのでよろしくお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

・・・

ご意見、ご質問はよろしいですか。

それでは次第の4の報告事項に移ります。「瀬戸市立地適正化計画の改訂」について、事務局から説明を求めます。

<事務局>

それでは、報告事故の瀬戸市立地適正化計画の改訂について、ご説明いたします。本市では令和5年4

月に立地適正化計画の策定を行いました。今回の改訂につきましては第9章防災指針に関する追記を行ったものでございます。

資料 5-1 ページをご覧ください。立地適正化計画の防災指針に砂防事業に関する記載を行うことを要件に、砂防事業の国費拡充が図られました。資料の下線の箇所が今回改訂した内容となっております。資料 5-2 ページ以降は改訂箇所の抜粋であり、赤枠内が今回追記した内容となります。

国費の採択要件となる「砂防施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域」については、資料 5-4 ページ赤枠内上段、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 26 条に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること」については資料 5-4 ページ赤枠内下段及び資料 5-5 ページに追記したものでございます。

なお、防災指針の記載内容の変更については軽微な変更となるため、令和 6 年 3 月に改訂をしておりますので、報告事項となります。

説明は以上です。ご意見があれば賜りますので、よろしくお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

<委員>

土砂災害計画区域は瀬戸市内にどのくらい指定してあるのでしょうか。また、住んでいる方はいるのでしょうか。

<議長>

ただいまのご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

区域については 400 ほど指定してあります。また実際に住んでいる方もいらっしゃいます。それに対して国や県から移転勧告などを必要に応じて行っていくというところでございます。

<議長>

安全第一、人命第一であり、安全なまちにしていくという狙いでございます。

その他、よろしいでしょうか。

・・・

それでは、次第 5 その他事項に移ります。「瀬戸市都市計画マスタープランの改訂」について事務局から説明を求めます。

<事務局>

瀬戸市都市計画マスタープランの改訂について、ご説明いたします。

資料 6-1 のとおり、次期瀬戸市将来計画の策定にあわせ、瀬戸市都市計画マスタープランの改訂を来年度の令和 7 年から行う予定でございます。令和 8 年度末には都市計画審議会で諮問させていただく

予定です。来年度以降の都市計画審議会では中間報告もさせていただきますのでよろしくお願いします。簡単ではございますが、説明は以上となります。

<議長>

都市計画全体の方向性を示す、都市計画マスタープランについては適切な時期に改訂していくところでございます。

なにか、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

<委員>

今回改訂するにあたって、どのようなことを中心とするのか、大枠というかフレームのようなものはお持ちでしょうか。

<事務局>

立地適正化計画を策定し、居住誘導区域、都市機能誘導区域を定めております。それを含めて瀬戸市全体を改めてデザインしていくということがひとつポイントになると考えております。そのようなことを踏まえて、みなさまや検討委員のみなさまと議論していければと思います。

<議長>

その他、よろしいでしょうか。

<委員>

都市計画マスタープランを適切な時期で見直すということでしたが、都市計画マスタープランはいつ策定され、見直すきっかけを教えてくださいませんか。

<事務局>

前回の都市計画マスタープランは平成29年に策定されました。今回見直す理由といたしましては、瀬戸市の第7次総合計画の策定のタイミングに合わせて都市計画マスタープランを改訂するものでございます。

<議長>

瀬戸市の総合計画のタイミングに合わせるが一番大きいきっかけということですね。これまでの人口が増えていく時代の都市計画では、市街地を広げましょう、住宅を建てましょう、産業を良くしましょうといったわかりやすいものでしたが、そうでない状況になってきたときに何を大事にするのかは難しい問題だと思います。空地、空き家が増える、そういった問題もあります。いままでの都市計画マスタープランと違った心意気でいかないといけないのかなと感じております。

その他、よろしいでしょうか。

<事務局>

今後の手続きについて、ご説明いたします。

本日も承認いただいた第1号議案につきましては、愛知県決定の諮問案件となりますので、愛知県知事へ異議のない旨、回答いたします。また、瀬戸市決定の付議案件となります第2号議案、第3号議案につきましては、愛知県知事との協議を行い、知事からの回答をいただいた後、3月下旬に告示を行う予定でございます。

次に、本日意見聴取をさせていただいた「特定生産緑地の解除」につきましても、3月下旬に公示を行う予定でございます。

事務局からの説明は以上です。

<議長>

事務局から連絡事項がありましたが、他にはよろしいでしょうか。

・・・

それでは、他にないようですので、以上で令和6年度第1回瀬戸市都市計画審議会を終了いたします。本日は長時間にわたりましてご審議をいただき、誠にありがとうございました。

午後3時 閉会